

重要事項説明書

(指定認知症対応型共同生活介護事業)
(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業)

1. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	<ul style="list-style-type: none">① 指定認知症対応型共同生活介護事業② 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業
運営の方針	<ul style="list-style-type: none">① 事業所において提供する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護」という。）は、入居者の認知症症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることが出来るよう、入居者の心身の状態を踏まえ、妥当適切に行います。② 入居者一人ひとりの人格を尊重し、入居者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることが出来るよう配慮します。③ 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」といいます。）に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行います。④ 介護従事者は、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。⑤ 入居者又は他の入居者等の生命又は身を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為は行いません。⑥ 自らその提供する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、常にその改善を図ります。

2. 事業所の概要

(1) 実施主体

法人名	株式会社ふれあいの里
法人所在地	920-0203 石川県金沢市木越町レ31番地1
代表者名	代表取締役 高島 樹
連絡先	電話：076-237-6615 FAX:076-237-6614

(2) 事業所の概要

事業所名	サンケア東長江
指定番号	1790101099
事業所所在地	920-0822 石川県金沢市東長江町へ13番地1
管理者名	的場 幸恵
連絡先	電話：076-255-0509 FAX:076-255-0409
入居者の定員	1階 虹ユニット9名、2階 星ユニット9名、計18名

3. 従業員の職種、員数及び職務の内容

従業員の職種	員数	職務の内容
管理者	1名 (常勤兼務)	共同生活住居の職務に従事する常勤の者で共同生活住居の従業員の管理、業務実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、従業員に運営規程を遵守させるための必要な指揮命令を行います。
計画作成担当者	1名 (兼務)	入居者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護計画を作成します。
介護従業者	8.4名 以上 (常勤換算)	管理者の指示を受け、入居者の日常生活状況等の把握に努め、介護計画に基づき必要な食事、入浴及び排泄等の援助及び金銭管理の援助、健康管理の助言等生活指導を行うとともに緊急時等の対応を行います。
看護従業者	1名 (非常勤)	入居者に対して日常的な健康管理を行うとともに、通常時及び特に入居者の状態悪化時における医療機関との連携及び調整等を行います。

4. 従業員の勤務体制

従業員の職種	勤務区分	勤務体制
管理者	日勤①	日勤(9時00分~18時00分)
計画作成担当者	日勤②	非常勤1名
介護従業者	早番 遅番 夜勤	各ユニット早番1名(7時30分~16時30分)、遅番1名(10時~19時)、夜勤1名(17時~翌10時)を配置します。
看護従事者	日勤③	介護従事兼務者1名(介護従事者勤務区分に同じ。)

5. 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

(1) 事業所が提供する主なサービスの内容

サービスの種類	主なサービスの内容
食事サービス	<ul style="list-style-type: none"> ① 入居者の身体状況、嗜好、栄養バランスに配慮して作成した献立表に基づいて提供します。 ② 食材費は給付対象外です。 ③ 食事は離床してダイニングにて摂取して戴く様に配慮します。 ④ 食事時間 <ul style="list-style-type: none"> 朝食 7時30分～8時00分 昼食 12時00分～12時30分 おやつ 15時00分～15時30分 夕食 18時00分～18時30分
排せつ介助	<ul style="list-style-type: none"> ① 入居者の状況に応じ、適切な排せつの介助と排せつの自立の援助を行います。 ② オムツ交換も入居者の状況に応じ、プライバシーに配慮した適切な介助を行います。
入浴サービス	<ul style="list-style-type: none"> ① 入居者の状況に応じ、適切な入浴の介助と入浴の自立の援助を行います。 ② 週2回以上の入浴又は清拭を行う他、必要に応じてリフト機器による入浴も提供します。
日常生活援助	<ul style="list-style-type: none"> ① 離床、着替え、整容、洗濯等の日常生活の援助を行います。 ② 居室内清掃、シーツ交換等の援助を行います。
生活機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> ① 離床援助、屋外散歩の同行等の生活リハビリを実施します。 ② 家事共同作業等による生活機能の維持・改善を行います。 ③ レクリエーションや、その他生活リハビリを実施します。
健康管理 衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> ① 日常の健康管理及び医療機関等への連絡・調整等を行います。 ② 感染症の発生及びまん延を防ぐために必要な措置を講じます。
相談・援助	<ul style="list-style-type: none"> ① 入居者及びそのご家族からの相談に誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行います。 ② 必要に応じて、行政機関及び医療機関等への手続き申請等の援助を行います。

(2) 利用料その他の費用の額

介護保険給付サービス費及び介護保険給付サービス対象外費用の額につきましては、別表①「(介護予防)認知症対応型共同生活介護サンケア東長江利用料金表」をご参照ください。

なお、入居者の心身の状態や事業所職員の配置状況等に応じて加算される介護保険利用料につきましては、別表②「介護保険加算表」をご参照ください。

利用料金のお支払い方法

毎月 15 日前後に前月分の利用料金等をご請求致します。お支払いは毎月 22 日に原則としてご指定の金融機関から自動引き落としができなかった場合はお振込みでお支払いいただきますようお願い致します。

* 自動引き落としに係る手数料 (110 円) も合わせてご請求させていただきます。
初月のみ口座登録料 (110 円) を合算してご請求させていただきます。

6. 入居に当たっての留意事項

面 会 時 間	<ul style="list-style-type: none">① 来訪者は面会の都度、職員への申し出と面会簿への記載をしてください。② 防犯上、19 時 00 分～翌朝 7 時 30 分までは、正面玄関出入口は施錠いたします。
外 出 ・ 外 泊	<ul style="list-style-type: none">① 外出又は外泊される場合は、所定の様式（外出・外泊届）を提出してください。
居 室 の 利 用 迷 惑 行 為 等	<ul style="list-style-type: none">① 設備・備品等は本来の使用方法に従って大切にご利用ください。これに反した利用により破損等が生じた場合は、賠償して戴くことがあります。② 騒音・雑音等の他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮願います。③ 承諾なしに他の入居者の居室に立ち入らないでください。④ 事業所内は全て禁煙です。また、事業所内（居室内）で火気を用いることは、原則としてお断りしています。
所 持 金 等	<ul style="list-style-type: none">① 原則として、現金や預金通帳と銀行印、思い入れの強い高価な品物等の所持や入居者ご自身の自己管理はお控えください。 なお、事業所の許可なくこれを持ち込み、不適切な自己管理により紛失・破損等が生じた場合は、当事業所はその責を負いかねます。② 日常生活上、必要となる物品の購入や医療費等の支払いは、原則として、ご家族にお願いしています。 なお、当事業所がその支払いの立替払いを行う、代金支払サービス（1 件 300 円又は 1 月 1,500 円）をご利用できます。

7. 非常災害対策

(1) 入居者の特性及び周辺地域の環境等踏まえ、火災、地震、津波、風水害等の非常

災害ごとに当事業所の防災計画を策定し、定期的に従業員に周知する他、非常災害訓練を実施しています。

- (2) 当事業所の施設・設備は、消防法に規定する非常災害設備の基準を満たしています。また、事業所従業員及び入居者との年2回の消防・避難訓練を実施します。
- (3) 非常災害訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努める他、訓練の結果に基づき、防災計画の検証・見直しを行います。

8. その他運営に関する重要事項

(1) 協力医療機関等

a. 協力医療機関

名 称 独立行政法人地域医療機能推進機構 金沢病院
所 在 地 金沢市沖町ハ15番地

b. 訪問（在宅療養支援）診療所

名 称 医療法人社団加賀白山会 白鳥路クリニック
所 在 地 金沢市大手町9番13号

c. 協力歯科医療機関（訪問歯科診療所）

名 称 医療法人社団金沢青葉会 あおば歯科クリニック
所 在 地 金沢市荒屋1丁目83番地2

d. 協力支援体制機関

名 称 社会福祉法人 SANCARE 特別養護老人ホーム サンケア鞍月
所 在 地 金沢市直江西1丁目94番地

(2) 緊急時・事故発生時の対応方法

- a. サービス提供時に入居者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又は予め定められた協力医療機関等及びご家族への連絡等を行うなど必要な措置を講じます。
- b. サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族や金沢市及び関係諸機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じる他、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

(3) 苦情申立及び苦情解決の体制

- a. 当事業所に対する苦情は、面接、電話、ご意見箱、書面により苦情受付担当者が受け付けます。
なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることも出来ます。
- b. 苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除きます。）に報告いたします。
- c. 苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。
その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立合いを求めることが出来ます。
- d. 苦情解決責任者は、苦情申出人に改善を約束した事項については一定期間後

その結果を報告します。

- 苦情受付担当者 介護支援専門員
受付時間：毎週月曜日～金曜日、9時～17時
電 話：076-255-0509 (FAX:076-255-0409)
- 苦情解決責任者 管理者
- 第 三 者 委 員 川上由利(居宅介護支援事業所「サンケア城東店」管理者)
電 話：076-255-0906

なお、以下の行政機関においても苦情を申し出ることが出来ます。

- 金沢市福祉局介護保険課 代表電話：076-220-2264
- 石川県国民健康保険団体 代表電話：076-261-5191

(4) 個人情報の取り扱い

別紙「個人情報保護に関する利用目的」をご参照ください。

(5) 運営推進会議

入居者及びご家族、金沢市又は金沢市地域包括支援センター職員並びに地域住民の代表者等に対し、提供するサービス内容等を明らかにするとともに地域との連携を保ち、更にはその提供するサービスの質の確保及び向上を図るために運営推進会議を設置し、概ね2月に1回程度開催いたしますのでご理解とご参加をお願い致します。

9. 損害賠償について

ご利用者に対する介護サービスの提供にあたって、事故が発生し、自己の責に帰すべき事由によりご利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、その責任の範囲において利用者に対してその損害を賠償します。

※事故発生時の対応

1

事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

2 事業者は前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録しておく。

3 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

10. 秘密保持について

当事業所及び従業員は、正当な理由がない限り、ご利用者に対する介護サービスの提供にあたって知り得たご利用者またはその家族の秘密を漏らしません。

当事業所は、従業員が退職後在職中業務上知り得た、ご利用者またはその家族の秘密を正当な理由なく漏らすことがないように必要な措置を講じます。

当事業所は文書によりご利用者またはその家族の同意を得た場合には、サービス担当者会議等必要な範囲内で、ご利用者の個人情報を用いることができるものとします。事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（磁気媒体情報及び伝送情報を含む）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分する際にも、第三者への漏洩を防止するものとします。

1 1. 業務継続に向けた取組について

①感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

②従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します（各年1回以上）。

③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 2. 虐待防止について

事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し担当者を設置する等、必要な体制の整備を行うとともに、その従業員に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます（年1回以上）。

①事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。

②当該事業所従業員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

③虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業員に周知徹底を図ります。

④事業所は次の通り虐待防止の担当者を定めます。 役職：介護支援専門員

1 3. 感染対策について

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

①従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

②事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

③事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底しています。

④事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

⑤従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します（各年1回以上）。

1 4. ハラスメント対策について

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

①事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

②ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。

③従業員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。

④ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

15. 身体的拘束等の適正化について

事業者は、サービスの提供にあたっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行いません。身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その他の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等を記録します。事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図ります。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。

(3) 介護職員その他の従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

16. 第三者評価の実施状況について

実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無
実施した直近の年月日	2025年11月21日
実施した評価機関の名称	株式会社 emu
評価結果の開示状況	事業所内に掲示 web上で公開

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の開始に当たり、入居者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

令和 年 月 日

<事業者>

所在地 金沢市木越町レ31番地1

法人名 株式会社ふれあいの里

代表者名 代表取締役 高 畠 樹

説明者名 _____

私は、契約書及び本書面により、事業者から重要事項の説明を受け、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の契約内容に同意します。

<入居者>

住 所 _____

氏 名 _____

<利用契約内容を確認・同意された家族代表者（家族代表者は保証人を兼ねるものとします。）>

住 所 _____

氏 名 _____ 入居者との続柄（ ）